

業 務 委 託 契 約 書 (案)

福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、先導的 Ruby ソフトウェア開発支援事業に係るプロジェクト監理業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、先導的 Ruby ソフトウェア開発支援事業に係るプロジェクト監理業務 (以下「委託業務」という。)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、契約締結日から平成26年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、第1条の委託業務に対する委託料として金〇〇〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税〇〇〇〇円)を乙に支払うものとする。

2 甲は、乙から委託料について概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、9月末までは委託料の10分の4を超えない額で、12月末までは委託料の10分の7を超えない額で概算払をするものとする。

3 甲は、前項の規定により乙に支払う場合、概算請求書の様式等を別に定めることとする。

(契約保証金)

第5条 (A) 契約保証金は、金〇〇〇円とする。

(B) 契約保証金は、免除する。

(調査等)

第6条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告をもとめ、監査

することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(実績報告等)

第8条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、当該委託業務の処理成果を記載した完了報告書、及び実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により提出された完了報告書、実績報告書のほか、委託業務に関する甲からの資料提出の要求に対し、誠実に対応しなければならない。

このことは、契約完了後においても同様とする。

(確認等)

第9条 甲は、前条の規定により完了報告書、実績報告書の提出を受けたときは、確認をした上で当該報告書の引き渡しをうけるものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、実績報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(履行遅延金)

第11条 乙は、委託期間内に実績報告書を甲に提出することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託料につきその延長日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算して得た額の履行延納金を甲に支払わなければならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせては

ならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙から第14条に規定する事情によらないで契約解除の申出があったとき。

2 (A) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

(B) 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、委託料の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

注) 第5条(契約保証金)で(A)を使用するときは(A)、(B)を使用するときは(B)をそれぞれ使用すること。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(暴力団排除条項)

第15条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。)となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 福岡市博多区博多駅東1丁目17-1
氏名 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議
会長 杉山 知之

乙 住所（事務所の所在地）
氏名（会社の名称及び代表者名）印